

地域施設棟

植柳小跡地 ホテル計画

住民が 監査請求

京都市がホテル誘致を進める京都市下京区の植柳小学校跡地で、事業者がホテルと併せて整備する地域施設棟をめぐり、維持管理・修繕費用について、事業者募集要項では「事業者負担」となっていたものが、その後、締結された市・地元・事業者三者の覚書では「事業者負担」の文言はなく、三者協議で「決定する」となっているこ

とが分かりました。市が今後、同費用を負担させられる危険性があることから、地元住民らが14日、市に重大な不利益を生じさせたとして、住民監査請求を市監査委員に申請しました。

同跡地活用では、市が2019年、タイのラグジュアリーホテル「デュシタニ」を誘致するとして安田不動産（東京都）を事業者に選



工事が進む植柳小跡地

るだけです。こうした事実がこのほど判明し、大屋峻さんら地元住民4人が住民監査請求をしましたが、同請求書によると、覚書の規定は、「明らかに市に

維持管理・修繕費市負担の恐れ

定。同社は、ホテル棟の北側に隣接して自治会館や屋内体育館などが入る地域施設棟を整備する予定で、現在、工事を進めています。市は今回、事業者選

などの負担区分については、三者協議会において協議のうえ決定する」と規定。募集要項の条件はほごにされ、安田不動産に有利になっていました。

「この指摘。財政上重大な不利益を生じさせる門川市長の行為を是正するために、必要な措置を講じる」よう勧告を求めています。

市は財政難「いいのか」

大屋さんは監査請求に当たり、今回の問題は見過ごしにできない重大な問題と言います。「もし地域施設棟の維持管理上の問題で事故が起きれば、その責任は三者で協議することになる」と指摘。併せて「5年、10年先には必ず修繕が必要になるし、60年の貸付期間中には建て替え問題も起る。市は財政難と言いつつ、多額の費用を負担することになつていいのか」と話しています。

そもそも、跡地については、市と賃貸契約を結ぶものの、地域施設棟も含めた建物は安田不動産が工事し、同社の所有です。建物の維持管理や修繕費用を同社が負担するのは、当然です。同様の募集要項でホテルとなつている東山区の清水、白川(22年開業)、中京区の立誠の各小学校では、三者の覚書で、自治会活動用の施設の維持管理・修繕費用について、事業者負担は自明のこととして規定はなく、施設利用料は無償で、水道光熱費は地元の負担とするとの規定があ

「事業者負担」消え「三者協議で決定」に

イ 施設の維持管理

地域住民が利用する施設では、整備後の維持管理・修繕費用(軽微なものを除く。)は事業者の負担とし、日々の光熱水費等については、利用者である地域住民が負担することを想定しています。具体的な使用方法、費用負担等については、契約候補事業者の選定後、改めて協議のうえ、決定することとします。

なお、地域施設棟の修繕・改修などの負担区分については、三者協議会において協議のうえ決定する。

(上)住民が利用する施設の修繕費用などは事業者負担とした募集要項
(下)事業者負担が消え、修繕などの負担は協議するとして三者協議の覚書